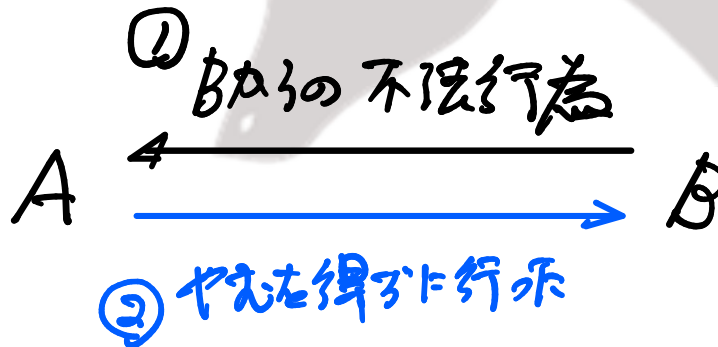


不法行為 宅建 H20-11-2 <<#508>>

【問】正誤をつけよ。

Aが故意又は過失によりBの権利を侵害し、これによってBに損害が生じた。Aの加害行為がBからの不法行為に対して自らの利益を防衛するためにやむを得ず行ったものであっても、Aは不法行為責任を負わなければならないが、Bからの損害賠償請求に対しては過失相殺をすることができる。



【答え】誤り

<<ポイント>> 正当防衛

他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。（民法 720 条 1 項本文）

⇒ つまり、この者は、正当防衛が成立し、不法行為責任を負わない

- ※
- ①「他人の不法行為」が原因となり、
 - ②「自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため」
 - ③「やむを得ず」
 - ④「加害行為をした」こと